

# 平成 29 年度小野市一般会計予算における 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる

## 社会保障施策に要する経費について

消費税率（国・地方）が、平成 26 年 4 月 1 日から 5% から 8% へ引き上げられることに伴い、消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、社会保障財源化することとされており、地方団体においても、地方消費税収の引上げ分を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

以上の趣旨を踏まえ、平成 29 年度小野市一般会計予算における社会保障施策経費へ下記のとおり活用しています。

### 記

#### 1 市町村交付金（社会保障財源化分）

地方消費税率引上げに伴い県から交付を受ける額 342,000 千円（見込）

#### 2 地方消費税の引上げ分に係る社会保障施策に要する経費への活用

市町村交付金（社会保障財源化分）342,000 千円については、0～3 歳児の保育料の軽減に 42,000 千円、北播磨総合医療センターへの支援に 200,000 千円、国民健康保険への支援に 50,000 千円、介護保険への支援に 50,000 千円を充てて、活用します。

#### 3 根拠法令

地方税法 第 72 条の 116 第 2 項